

大館市農業委員会総会議事録

令和元年 11 月 15 日

大館市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 および場所	日 時	令和元年 11 月 15 日 (金) 午後 2 時 00 分 開会			
	場 所	比内総合支所 3 階 大会議室			
2. 出席委員の氏名 (15 名) ※13 番欠番 (辞任による)					
1 番	菅原 一成	9 番	糸屋 由衛門	19 番	畠山 市子
2 番	安達 英樹	11 番	藤盛 久登		
3 番	安部 幸美	12 番	伊藤 昇		
4 番	菅原 和久	14 番	富樫 英悦		
6 番	木次谷 和明	15 番	斎藤 重春		
7 番	虻川 マキ子	16 番	小林 大樹		
8 番	石山 元一	17 番	成田 レイ子		
3. 欠席委員の氏名 (3 名)					
5 番	田村 秀雄				
10 番	渡邊 久雄				
18 番	阿部 重信				
4. 委員以外の出席者 職氏名		なし			
5. 出席した事務局 職員の職氏名	局 長	佐々木 金義	主 査	羽賀 智光	
	主 幹	金子 広英			
	係 長	宮崎 直人			
6. 議事録署名委員	6 番	木次谷 和明	7 番	虻川 マキ子	
7. 書記	宮崎 直人				

報 告 ・ 議 案

報告第 23 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について
議案第 56 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について
議案第 57 号	競（公）売適格証明書交付申請について
議案第 58 号	農地法第 4 条の規定による許可申請書の送付について
議案第 59 号	農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

局長

定刻となりましたので、ただ今より総会を開会いたします。

初めに会長より挨拶をお願いいたします。

糸屋会長

— 挨拶 —

議長

それでは会議に先立ちまして、本日の出席者数を確認したいと思います。

事務局から報告願います。

局長

本日の出席人数のご報告ですが、委員総数 18 名中 15 名の出席であります。

よって、定足数に達しており会議は成立していることを宣言申し上げます。

なお、田村 秀雄 委員、渡邊 久雄 委員、阿部 重信 委員より都合により欠席するとの連絡がありましたことをご報告いたします。

議長

次に、大館市農業委員会総会会議規則第 16 条第 2 項の規定により、議事録署名委員を当席より指名いたしますが、ご異議ございませんか。

～異議なしの声多数あり～

議長

ご異議ないようですので、指名いたします。

議席番号 6 番 木次谷 和明 委員、議席番号 7 番 虻川 マキ子 委員にお願いいたします。

議長

それでは、会議に入ります。

業務報告、その他報告事項等について事務局から説明願います。

局長

・業務報告(10月総会～11月総会)について

・報告第 23 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について

以上報告する。

議長

ただいまの事務局の報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、承認するものといたします。

それでは、議事に入ります。

初めに、議案第 56 号『農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について』を議題とします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

8 ページをお開き願います。

議案第 56 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

次のとおり、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請があったので、この処分（許可、不許可の決定）について意見を求める。

令和元年 11 月 15 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

内訳は、9 ページの No.42 から 10 ページの No.46 までの 5 件で、地目は田が 23,713 m²、畑が 741 m²で、面積合計は 24,454 m²であります。

譲受の事由は、No.42 は「未就学児童の教育目的のため」で、No.43 から No.46 までの 4 件は「経営拡張」であります。

これらの許可要件の検討結果につきましては、お手元に配付の調査書の 1 ページから 5 ページまでに記載されておりますとおり、いずれも農地法第 3 条第 2 項各号（第 1 号～第 7 号）に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ただいま説明のあった議案第 56 号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 56 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

議なしと認め原案どおり決することといたします。

次に、議案第 57 号『競（公）売適格証明書交付申請について』を議題とします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

11 ページをお開き願います。

議案第 57 号 競（公）売適格証明書交付申請について

次のとおり、競（公）売適格証明書の交付申請があったので、農地法第 3 条の規定による権利の取得者として適格であるか（交付の決定）について意見を求める。

なお、落札に伴う農地法第 3 条の規定による所有権移転の申請があったときは、この処分（許可の決定）についても併せて意見を求める。

令和元年 11 月 15 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

内訳は、12 ページのNo.2 の 1 件であります。

この案件につきましては、大館市収納課より大館市役所 第 2 会議室に於いて公売を行うという公告があり、11 月 28 日に行われる入札に参加するため、農地法第 3 条各号の制限規制に該当するか否かの適格証明の申請がなされたものです。

申請人は、経営規模拡大のため入札しようとするもので、取得しようとする農地の地目は田、面積は 6,096 m²となっております。

No.2 の許可要件の検討結果につきましては、お手元に配付の調査書の 6 ページに記載されておりますとおり農地法第 3 条第 2 項各号(第 1 号～第 7 号)

に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ただいま説明のあった議案第 57 号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 57 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め原案どおり決することといたします。

次に、議案第 58 号『農地法第 4 条の規定による許可申請書の送付について』を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

13 ページをお開き願います。

議案第 58 号 農地法第 4 条の規定による許可申請書の送付について

次のとおり、農地法第 4 条の規定による転用許可申請があったので、大館市長に送付するにあたり意見（許可・不許可相当）を求める。

令和元年 11 月 15 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

内訳は、14 ページのNo.1 の 1 件で、地目は田で、面積合計は 484 m²です。

申請人は申請地の隣接地で建築板金業などを営む会社を営んでいるところですが、この会社の敷地が手狭となってきたことから、申請地を従業員用の駐車場に整備しようとするものです。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第 5 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する立地基準についてであります。申請地は大館市立有浦小学校の北東、約 1.3km 地点に位置し、概

ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第 1 種農地と判断します。

このことから、原則として許可することができない場所ですが、既存の施設の拡張として、敷地の面積の 2 分の 1 を超えない拡張は不許可の例外として認められますので、農地法運用の第 2 の 1 の (1) のイの (イ) の e の (e) に該当します。

また、法第 5 条第 2 項第 3 号から第 7 号までに規定する一般基準についてではありますが、本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.1 の位置図及び配置図は 15、16 ページに記載のとおりであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ただいまの事務局の説明に関連して、No.1 の現地調査の結果を議席番号 2 番の 安達 英樹 委員よりご報告願います。

2 番

2 番の安達 英樹です。

議案第 5 8 号の No.1 につきまして、去る 11 月 6 日に阿部 重信 委員と事務局 2 名の 4 名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

申請地は 15 ページの位置図になります。

この場所は、下代野字家後地区より市道天下町小釈迦内線を北に 260m ほど進んだところに位置する有限会社岩谷板金工業所の西側に隣接する農地で、地目は田ですが畑として利用されておりました。

申請者は、有限会社岩谷板金工業所を経営しており、申請者が所有する会社敷地内では従業員の駐車スペースが手狭であることから、今般、隣接する自己所有農地を整地し従業員駐車場として利用することを計画したものです。用地選定にあたり、会社敷地の周辺で農地以外の土地などを探したが適地は無く、通勤や管理の利便性を考え、農地ではあるが自己所有する隣接地を適地として選定したものであります。

16 ページの配置図にありますように、14 台分の駐車場敷地を整備する計

画であります。

用地造成につきましては、表土を 30 cmほど除去して砕石で盛土をし、隣接する西側農地と南側水路の境界には既設の石積みによる土留めがあり、北側農地と東側宅地とは同じ高さになるように施工して土砂の流出を防止します。雨水排水は、砕石敷きによる地下浸透と大雨時には南側への傾斜により水路へ放流するというので、特に問題はないものと見てまいりました。

皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、安達 英樹 委員から、現地調査の結果報告があった議案第 58 号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 58 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することといたします。

議長

次に、議案第 59 号『農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）』を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

17 ページをお開き願います。

議案第 59 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

なお、土地改良法第 3 条第 1 項第 2 号の規定による申し出があったときは、

これを承認することについて併せて意見を求める。

令和元年 11 月 15 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

18 ページには、令和元年度農用地利用集積計画（第 8 号）の新規に利用権を設定するものが記載されております。

新 - 364 から新 - 366 までの、3 件であります。

契約期間別の内訳についてであります。契約期間 10 年が 1 件、20 年が 2 件、地目はすべて田で、面積合計は 12,260 m²となっております。

権利の設定を受ける者の住所・氏名、権利の設定をする者の住所・氏名、権利を設定する土地の所在につきましては、記載のとおりであります。

これらの要件につきましては、利用集積計画書や確約書、営農計画書で確認をしております。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ただいま説明のあった議案第 59 号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 59 号について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとし、大館市長へ送付することといたします。

以上で議案の審議はすべて終了いたしました。

それでは事務局より当面の日程について、説明してください。

局長

- ・当面の行事日程について説明する。

議長

ただいまの行事日程について何かご質問等ございますか。

議長

ないようですので、事務局からその他連絡事項等、何かありますか。

・連絡事項なし

議長

他になければこれもちまして、本日の定例総会を終了いたします。

午後 2 時 45 分終了

この会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年 11 月 15 日

議 長

議事録署名委員 6 番

議事録署名委員 7 番

農地法第3条調査書

議案第56号 No.42	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市釈迦内字館・・・・・・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住所	氏名
		大館市釈迦内字稲荷山下・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所	氏名
		大館市釈迦内字館・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人は農林水産省令で定められた教育を行うことを目的として設立された学校法人で、取得しようとする農地を教育目的に係る業務の運営に利用するものと認められる。(農地法施行令第2条第1項ハ)	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	同 上 (農地法施行令第2条第2項第5号、農地法施行令第2条第1項ハ、農地法施行規則第16条第1項)	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農林水産省令で定められた教育を行うことを目的として設立された学校法人で、取得しようとする農地は業務運営に必要な施設であり、教育目的の用に供すると認められる。 (農地法施行令第2条第2項第5号、農地法施行令第2条第1項ハ、農地法施行規則第16条第1項)	する しない
第2項第5号 (下限面積)	10a未満であるが、当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる。(農地法施行令第2条)	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が耕作を行っていたが、譲受(借)人の要望により権利移転をするものである。譲受(借)人は農林水産省令で定められた学校法人であり、未就学児童の教育目的(食育)のため申請地を取得し、学校菜園として使用する計画である。本件の権利取得は、栽培活動を通じて自然に関わらせる教育を目的としており、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、11月9日、藤盛久登 農業委員と畠山米藏 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第56号 No.43	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市川口字長里・・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住所	氏名
		大館市大茂内字諏訪下・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所	氏名
		大館市岩瀬字代野・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、11月13日、斎藤重春 農業委員と佐藤謙一 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第56号 No.44	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市花岡町字梨坂・・・・・・ほか・筆		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市花岡町字二井山・・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市有浦三丁目・・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が耕作を行っており、今後は、譲受(借)人が規模拡大のため取得し営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、11月9日、藤盛久登 農業委員と畠山米藏 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第56号 No.45	(所有権移転)・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市粕田字清水川・・・・・・ ほか・筆		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市櫃崎字高戸屋宅地・・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市粕田字清水川・・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する (しない)
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、11月9日、藤盛久登 農業委員と畠山米藏 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)

農地法第3条調査書

議案第56号 No.46	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在	大館市山瀬字山瀬・・・・・・ほか・筆	
申請者	譲渡(貸)人	住所 大館市山田字前田・・・・
		氏名 〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所 大館市山田字茂屋古屋布・・・・
		氏名 △△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲受(借)人以外の者が耕作していたが、譲受(借)人が規模拡大のため取得することに伴い貸借を解約し、本申請に至ったものである。本件は、権利取得後も営農に資する計画であり、営農周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、11月9日、田村秀雄 農業委員と前田主幸 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第57号 No.2	競(公)売適格証明書交付		
土地の所在	大館市字観音堂・・・・・・ほか・筆		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		/	
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市有浦四丁目・・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <input type="radio"/> しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <input type="radio"/> しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <input type="radio"/> しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <input type="radio"/> しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する <input type="radio"/> しない
第2項第6号 (転貸禁止)	国税徴収法に基づく競(公)売処分であり適用なし。	する <input type="radio"/> しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも農地として利活用されており、今後も、譲受(借)人(落札者)が規模拡大のため取得し営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、11月13日、斎藤重春 農業委員と佐藤謙一 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <input type="radio"/> しない